年金記録確認第三者委員会における審議状況

平成21年12月24日現在

社会保険事務所等での受付件数(平成21年12月13日現在)	140,	811件	(A)
(社会保険事務所等での受付件数のほか、社会保険庁年金記録審査チ	-ムからの引継分を含む)		
内訳 厚生年金	77,	949件	
国民年金	62,	862件	
第三者委員会への送付件数(平成21年12月11日現在)	124,	446件	(B)
(社会保険事務所等での受付件数のほか、社会保険庁年金記録審査チ	ームからの引継分を含む)		
内訳 厚生年金	67,	376件	
国民年金	57,	070件	
あっせん件数	4 1,	935件	
内訳 厚生年金	21,	822件	
国民年金	20,	113件	
訂正不要件数	54,	355件	
内訳 厚生年金	26,	968件	
国民年金	27,	387件	
申立取下件数等	4,	732件	
社会保険庁段階における処理件数	5,	027件	(C)
うち、職権訂正件数	1,	521件	
処理済件数(あっせん、訂正不要、取下げ等の合計)	101,	022件	(D)
残り要処理件数	34,	762件	(A-(D+C))
処理の進捗状況	対受付件数:((D+C)	/A)	75%
	対送付件数 : (D // B)		8 1%
平成20年度の社会保険事務所等での受付件数	49,	806件	
【うち、年金受給者に係るもの】	35,	451件…	<u>··①</u>
年金記録の確認について第三者委員会において結論を得たもの		11	
(あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計)		083件	
【うち、年金受給者に係るもの】 社会保険庁段階での処理件数		<u>661件·</u> 644件	
社会保険」段階での処理性数 【うち、年金受給者に係るもの】		766件	(3)
うち、職権訂正件数		043件	
	,		
年金受給者に係るものの処理状況 ((②+③)/①)		9	9.9%

- 注1) 社会保険庁段階での処理件数は、平成21年10月31日現在のもの。ただし、平成20年度受付の年金受給者に係るものについては、12月22日までの処理を含む。
- 注2) 年金受給者に係るものは、確認時点で年金受給者であるもの。

年金記録確認第三者委員会報告書(平成21年6月)(抄)

報告書の要旨

4 今後の課題と取組(V)

〇 平成20年度申立事案に係る処理目標の達成

平成20年度に年金受給者から申し立てられた事案については、遅くとも 平成21年中を目途に処理を終えるという政府目標の達成に全力で取り組 む。また、事案処理の迅速化のため、社会保険事務所での職権訂正の推進 を求めるとともに、事業主による一括申立ての促進を図る。さらに、事案 処理の過程で、申立人以外の者についても記録回復の可能性がある場合等 については、当該事業所や関係機関に情報提供や申し入れを行うよう努め る。

〇 ねんきん定期便等への対応

ねんきん定期便等により明らかになる標準報酬月額等の相違などに関する申立てが多数予想されるため、先例の蓄積を踏まえて調査審議の円滑な 実施を図る。

今後新たな記録問題を起こさないため、社会保険庁における保険料納付等に関する資料・データ保存の徹底や、ねんきん定期便等を通じた本人による保険料納付額等の定期的な確認の徹底等も必要である。その具体策について、関係省庁において検討・実施がなされるよう期待する。

〇 今後の新たな申立てへの対応体制

第三者委員会が臨時の機関として緊急に総務省に設置されて2年が経過 し、多くの事案を処理してきた。

一方で、本年4月からは、継続的に毎年実施されるねんきん定期便の送付が開始され、また、年金実施体制も来年の1月には新たに政府とは別の 法人である日本年金機構に移行する。

このため、当委員会を含め、今後の年金記録確認体制をどのように構築していくのか政府における検討を期待する。

21.12.24

第三者委員会の当面の処理の進め方について

〇 現在の処理目標

「平成20年度に年金受給者から申し立てられたもの(注:約3万5千件)については、遅くとも平成21年中を目途に処理を終えることとする。」

(平成21年3月年金記録問題に関する関係閣僚会議)

〇 当面の委員会運営

「21年度に年金受給者から申し立てられた事案について、優先的に処理の促進を図るとともに、20年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理を進める。」

日本年金機構の設立に伴う年金記録確認第三者委員会の業務への影響等

日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、平成22年1月1日に、 社会保険庁が廃止され、日本年金機構(以下、「機構」という。)が設立され る(機構の体制等については別紙参照)。これに伴う、年金記録確認第三者委 員会の業務への影響については、次のとおり。

①あっせん先の変更

総務大臣によるあっせんについては、あっせん先が社会保険庁長官から厚 生労働大臣となる。

※年金記録の管理については、厚生労働大臣の責任とした上で、日常的な業務については、国(厚生労働大臣)から委託を受けた事務として、国(厚生労働大臣)の名で機構が実施するもの

②日常業務の流れ

現在の「社会保険事務局」が「事務センター」に、現在の「社会保険事務局事務所」及び「社会保険事務所」が「年金事務所」に置き換わることになる。具体的には、機構において、全国312か所ある年金事務所にて申立てを受け付け、受け付けられた申立ては、47都道府県に設置される事務センターを経由して年金記録確認地方第三者委員会へ送付されることになる。

③基本方針等の改正

組織の改廃に伴う形式的な改正を行うこととする。

<主な改正内容>

(旧) (新)

社会保険庁 → 旧社会保険庁、日本年金機構 又は 国(厚生

労働省)

社会保険事務局 → 事務センター

社会保険事務所 → 年金事務所 等

日本年金機構の体制等

【概要】

組織 非公務員型の公法人

理事長 紀陸 孝(予定者)

業務内容
国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金

に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・

裁定・給付など)を担う

【組織・体制】

本部 現社会保険業務センター高井戸庁舎に設置

(機構全体の管理、企画、監査を実施)

ブロック本部 9か所(年金事務所、事務センターの管理及び業

務の後方支援を実施)

事務センター 47か所(対面を要しない届書処理業務等について集約

化して業務を実施)

年金事務所 312か所(事業所の調査、調整徴収、年金相談など対人

業務を担う)

年金相談センター 51か所、全国の大都市に設置

(来訪相談についての相談窓口)

参考

年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針

平成 19 年 7 月 10 日 総 務 大 臣 決 定 平成 19 年 12 月 26 日 一 部 改 正 平成 21 年 6 月 25 日 一 部 改 正 平成 22 年 1 月 1 日 一 部 改 正

はじめに

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会(以下「第三者委員会」という)は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。

第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、 誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記 すべきである。

第1 基本的考え方

- 1)年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する<u>旧社会保険庁</u>等関係行 政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益 を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対 応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、<u>国(厚生労働省)</u>側に記録がなく、直接的な証拠(領収書等)も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

第2 運営の考え方及び手続き

1)申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手続き全般に亘

って、「第1基本的考え方」を踏まえ対応する。

- 2)申立内容の調査・検討に当たっては、別表1に掲げる調査事項を踏まえつつ、申立人の協力を得ながら、関連資料(納付事実等を推認するに足る証拠)及び周辺事情(証拠ではないが判断に資する事情)を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、<u>日本年金機構、</u>企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第3判断の基準」を踏まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。
- 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する 判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全国で統一的な 運用がなされるよう努める。

第3 判断の基準

- 1)判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表 2 に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表 3 に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

第4 その他

- 1)厚生年金(脱退手当金に係るものを除く。)において、申立人が事業主に 保険料を納付していた事実が認められるが、<u>国(厚生労働省)</u>の記録には納 付済とされていない場合の取扱いについては、厚生年金保険の保険給付及び 保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)に基づき、 事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上で、あっせん案の 作成を行う。
- 2) 別表1から別表3までについては、今後とも、必要に応じ追加等の見直し を行う。

(別表1)

この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案に応じて、これら以外についても調査が必要な場合や、これらのうちの一部を省略できる場合もある。

	これらのつらの一部を省略できる場合もある。
国民年金	
調査対象	調査事項
申立人	(聴取及び確認事項の例)
	・ 申立てに至った経緯、申立期間の保険料の納付状況等(納付
	時期、場所、方法、金額、一緒に納付していたとする者の有無
	等)
	・ 国民年金の加入及び納付状況(加入の契機、加入手続の状
	況、申立期間以外の保険料の納付状況)
	申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる
	関係者の有無等
	(収集資料の例)
	・ 国民年金手帳及び年金手帳
	・ 預貯金通帳等
	· 確定申告書(控)等税務関係資料
	・ 領収証書及び預り証(申立期間以外のものも含む。)
	・ 家計簿等
	・ 日記及びメモ
配偶者、親族、知人等	(聴取及び確認事項の例)
	・ 申立人の納付状況、申立期間当時の生活状況、一緒に納付し
	ていたか否か等
集金人、自治会の役員	(聴取及び確認事項の例)
等	・ 申立人の納付状況、当時の集金実態等
市町村	(聴取及び確認事項の例)
	・ 申立期間当時の事務取扱等
	・ 国民健康保険の加入及び納付状況
	(収集資料の例)
	· 被保険者名簿等
	・ 戸籍謄本、住民票等
	· 課税証明書等地方税関係資料
	・ 広報誌等
事務センター等	(聴取及び確認事項の例)
	・ 申立期間当時の事務取扱等
	(収集資料の例)
	・ オンライン記録
	· 国民年金手帳記号番号払出簿
_	• 特殊台帳等
第三者委員会の先例等	(確認事項の例)
	・ 類似先例等の有無
	・ 申立てと近接する時期の同じ旧社会保険事務所(年金事務
	<u>所)</u> 又は市町村における類似申立ての有無

厚生年金(脱退手当金を	除く。)
調査対象	調査事項
申立人	(聴取及び確認事項の例)
	・ 申立てに至った経緯、申立期間当時の勤務実態(業務内容、
	勤務形態、入退社の時期等)及び保険料控除の状況
	・健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況
	・ 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、申立期間当時の
	状況に関する証言を得られる同僚の有無等
	(収集資料の例)
	・給与明細書
	・源泉徴収票
	· 確定申告書(控)等税務関係資料
事業主等	(聴取及び確認事項の例)
	・ 申立人の勤務実態及び保険料控除の有無
	・ 申立人に係る届出及び保険料納付の有無
	・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用
	区分、常勤者数等)、厚生年金への加入状況、試用期間の有
	無、給与の支給実態等
	(収集資料の例)
	・ 厚生年金の被保険者に関する資料
	· 人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等
同僚等	(聴取及び確認事項の例)
	・ 申立人の勤務実態及び厚生年金への加入状況
	・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用
	区分、常勤者数等)、給与の支給実態等
国民健康保険組合、健	(聴取及び確認事項の例)
康保険組合又は厚生年	・ 申立人の加入状況
金基金	
都道府県労働局等	(聴取及び確認事項の例)
	・ 雇用保険の加入状況
法務局	(収集資料の例)
	・ 商業登記簿の謄本
市町村	(聴取及び確認事項の例)
	・ 国民健康保険の加入状況
	(収集資料の例)
	・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	(聴取及び確認事項の例)
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(収集資料の例)
	・ オンライン記録
	・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿
	(原票)及び被保険者台帳(旧台帳)
第三者委員会の先例等	(確認事項の例)
	・類似先例等の有無
	・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

脱退手当金	
調査対象	調査事項
申立人	(聴取及び確認事項の例)
1,77	・ 申立てに至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由
	等(退職した経緯、退職時の現金受領の有無、事業所におけ
	る退職者への慣行等)
	・ 申立期間当時の年金に対する意識等(脱退手当金制度の認
	識、退職後の国民年金、厚生年金等への加入状況、将来の年
	金に対する期待又は考え方等)
	・ 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる
	関係者の有無等
	(収集資料の例)
	・ 厚生年金保険被保険者証及び年金手帳
	・ 国民年金手帳
	・ 退職金の支給明細書
配偶者、親族、知人等	(聴取及び確認事項の例)
	・ 申立人から脱退手当金に関することを聞いたか否か等
事業主等	(聴取及び確認事項の例)
	・ 脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方
	法等
	・ 退職金支給の有無、その金額等
	(収集資料の例)
	・ 脱退手当金請求に関する資料
	・ 厚生年金の被保険者に関する資料
	· 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規程等
同僚等	(聴取及び確認事項の例)
	・ 事業所における脱退手当金の代理請求の有無、その方法等
厚生年金基金	(聴取及び確認事項の例)
	・ 基金規約上の脱退一時金の支給規定の有無、申立人に対する
	支給の有無等
市町村	(収集資料の例)
	・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	(聴取及び確認事項の例)
	・・・申立期間当時の事務取扱等
	(収集資料の例)
	・ オンライン記録
	· 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿
	(原票)及び被保険者台帳(旧台帳)
	・脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料
	・ 国民年金手帳記号番号払出簿
第三者委員会の先例等	(確認事項の例)
	・類似先例等の有無
	・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

(別表2)

この表に掲げる関連資料及び周辺事情は例示であり、個別事案に応じて、考慮すべき他の関連資料及び周辺事情が加わることがあり得る。

国民年金

保険料納付の有 無

(肯定的な関連資料の例)

- ・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険 料に相当する金額の口座引落としがある。
- ・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相 当する金額が記載されている。
- ・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金 額が記載されている。

- ・ 申立期間の回数が、少数にとどまる。
- ・ 申立期間が短期間である。
- 申立期間以外の残余の期間は納付済みである。
- ・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は 納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわ らず、特殊台帳が存在しない。
- ・ 申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。
- ・ 納付組織等集金関係者の証言により、申立てがなされた当時の集 金の実態が確認できる。
- ・ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入 から納付済みに訂正されたことが確認できる。
- ・ 申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証 言がある。
- ・ 加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等 において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。
- ・ 国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を 適切に行っている。
- ・ 国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。
- ・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該<u>旧社会保険事務所</u> (年金事務所)又は市町村に散見される。

特例納付保険料の納付の有無

(肯定的な関連資料の例)

- ・ 特例納付を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する 金額が預貯金口座から出金されている。
- ・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相 当する金額が記載されている。
- ・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相 当する金額が記載されている。

- 特例納付を行ったとする時期は納付できる期間内である。
- ・ 特例納付で納付したとする金額は、実際に申立期間について納付 した場合に必要となる金額におおむね一致している。
- ・ 特例納付を行ったとする時期において、申立期間は強制加入期間 と記録されていた。
- ・ 特例納付を行ったとする時期以後は、未納期間が存在しない。
- 特例納付を行ったとする場所は、当時納付できる場所であった。
- ・ 申立人が申立期間の保険料を特例納付で納付したことを裏付ける 関係者の証言がある。
- ・ 申立人が特例納付できることを知ったとする広報誌等に特例納付に 係る記事が掲載されている。
- ・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該<u>旧社会保険事務所</u> (年金事務所)又は市町村に散見される。

厚生年金(脱退手当金を除く。)

加入期間の相違 全部記録なし (適用事業所あ

り)(注1)

○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていた か。

(肯定的な関連資料の例)

- ・ 事業所で適切な資格得喪に係る届出書等が確認できる。
- ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立期間 に係る届出が行われていたことが確認できる。
- ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立人に係る保険 料が納付されたことが確認できる。

(肯定的な周辺事情の例)

- ・ 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申 立期間に対応する資格得喪が確認できる。
- ・ 申立期間に近接する時期において、<u>国(厚生労働省)</u>の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。
- ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、 旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理 を行ったと考えられる事実が確認できる。
- ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額の改定の記録がある場合 等、申立人に係る<u>国(厚生労働省)</u>の記録から、<u>旧社会保険事務</u> 所(年金事務所)が処理を誤ったと考えられる事実が確認でき る。
- 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたか。

(肯定的な関連資料の例)

・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。

- ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録において、 申立期間に対応する加入実態が確認できる。
- ・ 申立期間において保険料が控除されていたとする事業主、同僚等 の証言がある。
- ・ 申立人と同時期に入社し、同種の業務を行っていた同僚に、申立 期間に対応した加入記録が確認できる。
- ・ 申立期間に勤務していた同僚のおおむね全員に、申立期間に対応 した加入記録が確認できる。
- ・ 事業主、同僚の証言等により、申立人の勤務形態及び業務内容は 勤務期間中変更がないことが確認できる。
- 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できる。

(適用事業所な し)(注2)

全部記録なし〇 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていた か。

(肯定的な周辺事情の例)

- さかのぼって事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行う等、旧 社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を 行ったと考えられる事実が確認できる。
- 申立人が、申立期間において、保険料が控除され、かつ、当該事 業所が適用要件を満たしていたか。

(肯定的な関連資料の例)

・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。

標準報酬月額等 の相違(注3)

○ 事業主が、申立期間において、適切な標準報酬月額等に係る届出 をしていたか。

(肯定的な関連資料の例)

- 事業所で適切な標準報酬月額等に係る届出書等が確認できる。
- 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに 係る標準報酬月額等の届出が行われていたことが確認できる。
- 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る標準 報酬月額等に対応した保険料が納付されたことが確認できる。

(肯定的な周辺事情の例)

- 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申 立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。
- 申立期間に近接する時期において、国(厚生労働省)の記録に誤 りがあり、記録が訂正された経緯がある。
- さかのぼって従業員の標準報酬月額等に係る記録の訂正を行う 等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処 理を行ったと考えられる事実が確認できる。
- 申立人が、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額等に対 応した保険料が控除されていたか。

(肯定的な関連資料の例)

給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る標準報酬月額等に 対応した保険料控除が確認できる。

- 人事記録、事業主の証言等により、申立てに対応する給与額の支 給等が確認できる。
- 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申 立てに対応する給与額の支給が確認できる。
- 同僚の給与明細書等により、当該同僚に標準報酬月額等に基づく 保険料を上回る保険料の控除が確認できる。

脱退手当金

脱退手当金の受 給の有無

○ 申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難 い事情

(肯定的な周辺事情の例)

- ・ 資格喪失後おおむね1年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がな されている。
- ・ 同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱 退手当金の支給記録がない。
- ・ 事業主、同僚等の証言により、当時、当該事業所では、脱退手当金 の代理請求を行っていなかったことが確認できる。
- 申立人本人が請求したとは考え難い事情

(肯定的な周辺事情の例)

- ・ 脱退手当金の支給決定がなされた日より前の厚生年金の被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。
- ・ 婚姻等による改姓後おおむね6か月程度を超えて脱退手当金の支給 決定がなされているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出 簿、被保険者名簿(原票)等において、申立人の姓は改姓されてい ない。
- ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時又はその後間もなく国民年 金、厚生年金等に加入し、かつ、国民年金については、保険料を納 付している。
- ・ 申立人が、将来の年金受給を期待し、脱退手当金を受給するつもり はないと話していたなど、脱退手当金の支給を疑わせる関係者の証 言がある。
- 事務処理上、脱退手当金の支給を疑わせる事情

(肯定的な関連資料の例)

- 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済み の厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表 示がない。
- ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金 保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない (当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所) において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱 いであったと確認できる場合を除く。)。

- ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退 手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性 別が男性とされている。
- ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退 手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号 の重複取消処理が行われていない。
- ・ 支給決定がなされた脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程 度異なっている。
- ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)等の氏名又は生年月日が申立人のものと異なっている。
- ・ 脱退手当金の支給記録がある同僚の厚生年金保険被保険者台帳記 号番号払出簿又は被保険者名簿(原票)には、脱退手当金を支給 したことを示す表示があるが、申立人に係るもののみ、その表示が ない。
- ・ 当時、脱退手当金を裁定するには被保険者台帳(旧台帳)の記録 の回答を受ける必要があるにもかかわらず、当該台帳に回答した表 示がない。
- (注1) 当該事業所は適用事業所であるが、当該申立人の在籍期間中の年金記録が<u>国</u> (厚生労働省)に全く残されていないケースである。
- (注2) 当該事業所は適用事業所の届出を行っておらず、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国(厚生労働省)に全く残されていないケースである。
- (注3) 当該申立人が申し立てる標準報酬月額等が<u>国(厚生労働省)</u>の年金記録と異なっているケースである。

(別表3)

国民年金

保険料納付の有 無

○ 申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの (制度上納付が困難な事情があるもの、申立期間の全部若しくは一 部が平成9年1月以降であるもの又は他の関連資料若しくは周辺事 情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれる ものを除く。)

別表 2 に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- ・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料 に相当する金額の口座引落としがあるもの
- ・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されているもの
- ・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額 が記載されているもの
- ・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないもの
- 申立期間が1年以下であるもの
- ・ 申立期間がおおむね2年程度に満たず、かつ、次のいずれかの肯定 的な周辺事情を有するもの
 - ア 申立期間中、配偶者が保険料を納付済みであり、かつ、申立期間に近接する時期に、申立人と配偶者が同一年月に納付していることが確認できるもの
 - イ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加 入から納付済みに訂正されたことが確認できるもの
 - ウ 申立期間の回数が1回、前後の時期は保険料を納付済みであり、かつ、申立期間以外の残余の期間は納付済みであるもの

特例納付保険料の納付の有無

申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの (制度上納付が困難な事情があるもの又は他の関連資料若しくは周 辺事情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。)

別表 2 に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- ・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当 する金額が記載されているもの
- ・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当 する金額が記載されているもの

厚生年金(脱退手当金を除く。)

加入期間の相違 全部記録なし (適用事業所あ り)

標準報酬月額等 の相違 ○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪又は標準報酬月額等に係る届出をしていたと認める方向で検討するもの(他の関連資料 又は周辺事情から、事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪 等の届出をしていなかったことが相当程度うかがわれるものを除 く。)

別表 2 に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- ・ 事業所で適切な資格得喪、標準報酬月額等に係る届出書等が確認 できるもの
- ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る届出が行われていたことが確認できるもの(<u>旧社会保険事務所</u> (年金事務所)への届出書と当該関連制度への届出書に一体性があると確認できる場合に限る。)
- ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る保険料 が納付されたことが確認できるもの
- ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、<u>旧</u> 社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を 行ったと考えられる事実が確認できるもの
- ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額等の改定の記録がある場合等、申立人に係る<u>国(厚生労働省)</u>の記録から、<u>旧社会保険事務所(年金事務所)</u>が処理を誤ったと考えられる事実が確認できるもの
- 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたと認める方 向で検討するもの(他の関連資料又は周辺事情から、保険料が控除 されていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。)

別表 2 に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- ・ 給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る保険料控除が確認で きるもの
- ・ 健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る保険料控除 が確認できるもの
- ・ 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できるもの

脱退手当金

脱退手当金の受 〇 給の有無

○ 脱退手当金を受給していないものと認める方向で検討するもの(他の関連資料又は周辺事情から、脱退手当金を受給していたことが相当程度うかがわれるものを除く。)

別表 2 に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの 厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示 がないもの
- ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金 保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないも の(当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所) において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱 いであったと確認できるものを除く。)
- ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退 手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性 別が男性とされているもの
- ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退 手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号 の重複取消処理が行われていないもの
- ・ 別表 2 記載の申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情及び申立人本人が請求したとは考え難い事情のいずれもがあるもの
- ・ 別表2記載の申立人本人が請求したとは考え難い事情が複数あるもの

年金記録回復委員会関係資料

•	年金記録回復委員会設置要綱・・・・・・・・1
	(平成 21 年 10 月 16 日第 1 回配布資料)
•	年金記録回復委員会委員名簿・・・・・・・・2
	(平成 21 年 10 月 16 日第 1 回配布資料)
•	新たな回復基準・救済方策について(案)・・・・・3
	(平成21年11月25日第5回配布資料)
•	「記録回復基準」の設定状況の推移・・・・・・18
	(平成21年12月9日第6回配布資料)
•	検討結果報告・・・・・・・・・・・・19
	(平成21年12月9日第6回配布資料)

年金記録回復委員会設置要綱

平成21年10月16日 厚生労働大臣伺い定め

1. 趣旨及び用務

年金記録問題に対応して、国民が記録を回復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策及び関連する事項について国民の視点から検討し、厚生労働大臣及び社会保険庁長官に助言するため、厚生労働省に、年金記録回復委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(注) 1月以降「社会保険庁長官」を「日本年金機構理事長」に改める

2. 組織

- (1)委員会は、別紙の委員をもって構成する。
- (2)委員会に委員長を置き、委員のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- (3) 委員長は、必要に応じ、検討委員会に構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (4)委員長は、必要に応じ、検討委員会の下に作業部会を設けることができる。

3. 身分等

- (1)委員の身分は、非常勤の国家公務員とする。
- (2)委員には、1日あたり20,200円を支給することができる。
- (3)この要綱に定めのない事項については、国家公務員に適用される各種法令の規定に準じるものとする。

4. 事務局

- (1)事務局は、大臣の示す方針に基づいて、積極的に委員の検討材料を収集・整理・提供する。また必要に応じ、総務省行政評価局(年金記録確認関係事務担当)の協力を得る。
- (2)委員会の庶務は、社会保険庁の協力を得て大臣官房総務課において処理する。

5. 運営・その他

- (1)議事は非公開とする。ただし、大臣からの特定事項に係る諮問についての 提言は公表する。
- (2)この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

年金記録回復委員会 委員名簿

いそむら もとし **磯村 元史(函館大学客員教授)**

いなげ ゆか か **稲毛 由佳(社会保険労務士・ジャーナリスト**)

いわせ たっや 岩瀬 **達哉(ジャーナリスト**)

うめむら ただし 梅村 直 (社会保険労務士)

かねだ おさむ 金田 修 (全国社会保険労務士会連合会会長)

こまむら こうへい 駒村 康平 (慶應義塾大学教授)

きいとう きょみ 斎藤 聖美 (ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長)

本 き たけのぶ 三木 雄信 (ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長)

(五十音順、敬称略)

平成 21 年 11 月 25 日

新たな回復基準・救済方策について(案)

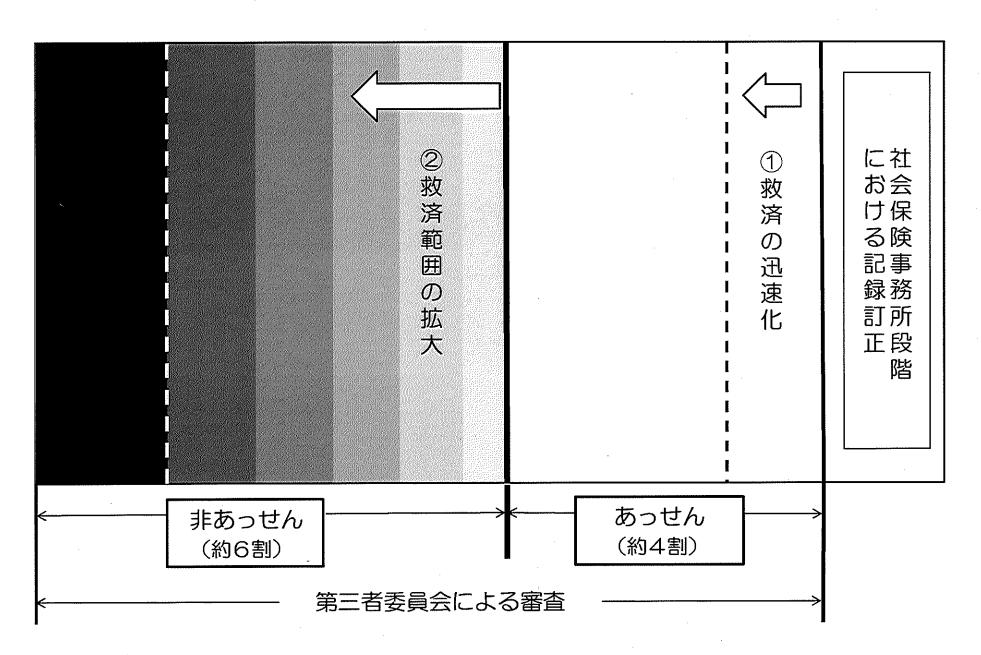
I 新たな回復基準・救済方策に係る当面の検討項目

- 1 国民年金
- 2 厚生年金
- (1) 標準報酬遡及訂正事案 6. 9万件
- (2) 脱退手当金
- 3 名寄せ特別便
- 4 無年金者対策

II 新たな回復基準の考え方

- 新たな回復基準を設ける意義は、以下の二点が考えられる。
- ① 救済の迅速化
 - ② 救済範囲の拡大
- 上記①、②それぞれについての概念図は、別紙のとおり。

新たな回復基準を設ける意義 (概念図)



1 国民年金

(考えられる回復基準案)

- 下記の場合に、申立期間の保険料を納付していたものと認定する。
 - ① 次のすべてに該当する場合
 - ・ 現年度・過年度納付を問わず、申立期間が1年以内かつ1回
 - ・ 申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間である
 - ・ 申立期間以外に未納がない
 - → 現行基準(別紙)と比較すると、過年度納付の申立てについても対象としている点で基準の緩和となる。
 - ② 次のすべてに該当する場合
 - ・ 現年度・過年度納付を問わず、申立期間が2年以内かつ1回
 - ・ 申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間である
 - ・ 申立期間以外に未納がない
 - ・ 申立期間中に配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金保険料を納付している
 - → 現行基準(別紙)と比較すると、過年度納付及び申立期間2年以内の申立てについても対象としている点で基準の緩和となる。
 - 以下の場合には、上記の対象外とする。
 - ・ 制度上納付が困難など明らかに不合理な申立ての場合
 - ・ 基礎年金番号導入の平成9年1月以降の納付についての申立ての場合
 - 特例納付に係る申立ての場合

<u>I 考え方</u>

○ 上記の基準案に該当するものについて、<u>第三者委員会において概ねあっせん</u> <u>されていることを前提</u>に、第三者委員会の審議を経ず、社会保険事務所段階に おいて記録訂正を行う。

Ⅱ 留意点

○ 上記①及び②の基準案に該当する事案についての第三者委員会でのあっせん率は、それぞれ、98.3%、100%となっており、概ねあっせんされている状況にあるが、さらに①の基準案に係る非あっせん事例の分析をしておくことも必要か。

○ 記録訂正の対象外としている「制度上納付が困難など明らかに不合理な申立 ての場合」の具体的な内容を明確にしておく必要がある。

Ⅲ 関連データ ※ 数値については、第三者委員会で精査中

○ 上記①の基準案に該当する事案(注1)に係る第三者委員会のあっせん状況 (平成21年7月末現在)

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記①の基準案	2,929件	2,879件	98.3%
(参考) 複数回含む	3,409件	3,250件	95.3%
(参考) 9年1月以降	76件	68件	89.5%

- (注1) 上記①の基準案に、申立期間の前後が厚生年金等に加入している事案を含めている。
- (注2)「複数回含む」の事案とは、上記の基準案の要件から「かつ1回」の要件を除外したも のである。
- (注3)「9年1月以降」の事案とは、申立期間の全部又は一部が平成9年1月以降であるものであって、上記の基準案に該当するものである。
- 上記②の基準案に該当する事案(注1)に係る第三者委員会のあっせん状況 (平成21年7月末現在)

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記②の基準案	131件	131件	100.0%
(参考) 複数回含む	188件	183件	97.3%
(参考) 9年1月以降	2件	1件	50.0%

- (注1) 上記②の基準案に、申立期間の前後が厚生年金等に加入している事案を含めている。
- (注2)「複数回含む」の事案とは、上記の基準案の要件から「かつ1回」の要件を除外したも のである。
- (注3)「9年1月以降」の事案とは、申立期間の全部又は一部が平成9年1月以降であるものであって、上記の基準案に該当するものである。
- 特例納付に係る申立て事案に係る第三者委員会のあっせん状況 (平成21年7月末現在)

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
~12月	191件	149件	78.0%
13月~36月	394件	229件	58.1%
37月~60月	564件	242件	42.9%
61月~99月	627件	192件	30.6%
100月~	686件	164件	23.9%
合 計	2,462件	976件	39.6%

(参考) 現行基準 (別紙) による社会保険事務所段階での記録訂正の件数内訳 (平成21年9月末現在)

① 申立内容に対応する確定申告書(控)があるもの
 ② 申立内容に対応する家計簿があるもの
 ③ 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録があるもの
 ④ 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間(1年以内でつの期間)であり、かつ納付を認める積極的な事情があるもの
 646件(95%)

IV 法的措置か運用上の措置か

○ 社会保険事務所段階での記録訂正という運用上の措置により対応することが 基本。

平成20年4月28日社 会保険庁

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について

社会保険庁においては、平成20年3月27日の年金記録確認中央第三者委員会の決定を踏まえ、下記の国民年金に係る申立ての場合については、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、本日、地方社会保険事務局に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 申立内容に対応する確定申告書(控)がある場合 申立期間全体に対応する当時の確定申告書(控)がある場合であって、当該申告書 (控)の社会保険料控除欄に「国民年金」として記載されている金額が実際に必要と なる金額と一致しているもの。
- 2. 申立内容に対応する家計簿がある場合 申立期間を含む1年以上の当時の家計簿がある場合であって、当該家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致しているもの。
- 3. 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合
- 4. 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間であり、かつ納付を認める積極 的な事情がある場合

申立期間が1年以内、かつ1期間の場合であって、申立期間以外の国民年金の加入期間に未納がなく、配偶者が申立期間と同期間の保険料を納付しているなど、当時、申立人が保険料を納付していたと考えられる事情があるもの。

ただし、以下の場合には、上記記録訂正の対象外とする。

・ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立 ての場合

申立期間の全部又は一部が未加入期間である場合、申立人が納付したと主張する 時期は、時効により納付することができない時期である場合など

・ 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

2 厚生年金 (1)標準報酬遡及訂正事案 6.9万件

(考えられる回復基準案)

- 次の①から④のすべてに該当する場合に記録回復を行う(別紙参照)。
 - ① 次の3条件のすべてに該当する事案である(6.9万件該当)。
 - ・標準報酬月額の引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ・5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ・6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ② 本人が、「従業員」であって、遡及訂正された記録が「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「事業主等からの説明に同意している事実なし(社会保険事務を自ら担当し関与していた事実なしの場合を含む。)」と回答。
 - ③ 雇用保険記録又は法人登記簿謄本により「従業員」であったことを確認できる。
 - ④ 社会保険事務所において、適正な処理であったことを示す書類等は確認できない。

I 考え方

○ 上記の案に該当するものについて、第三者委員会において概ねあっせんされていることが確認されることを前提に、第三者委員会の審議を経ず、社会保険事務所段階において記録訂正を行う。

Ⅱ 留意点

- 本人から申立てを受ける際に、「申立内容が事実と相違ない」旨、及び「今後 事業主等への調査を行う場合があり、その調査等により、仮に申立内容が事実 と相違することが判明した場合には、年金の増額分の返還を求める」旨を記載 した申立書に署名していただくこととしてはどうか。
 - (モラルハザードの抑止の観点からの「告発等の措置をとらざるを得ない場合 もある」といった記載までは必要ないのではないか。)
- モラルハザードの抑止の観点から、故意により事実に反する虚偽の申立てをしたことが判明した場合には、増額された年金の返還を求めることに加え、手数料などの名目で新たにペナルティを課することが考えられるか。
 - (注) 現行の厚生年金保険法第40条の2、第87条、第89条により、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者に対しては、不正受給の日の翌日から年14.6%の延滞金を課すことができる。

- 新たに事業主等への調査を一律に行うこととはしないが、既に当該社会保険事務所で事業主等への調査を行っており、事業主等が事実と相違ない旨の証言をしている場合は、本人が上記署名を行う前に、そのことを伝えることとしてはどうか。
- 第三者委員会において既に「訂正不要(非あっせん)」と判断された事案について、再度の申立てがあった場合には、社会保険事務所段階での記録訂正の対象とせず、第三者委員会に再送付することとするか。

Ⅲ 関連データ

○ 2万件戸別訪問調査において、「従業員」であり「事実と相違あり」かつ「訂正の意思あり」と回答された方の事案であって、第三者委員会で判断されたものの状況

(平成21年7月末までに第三者委員会に送付した事案について、9月4日現在の状況を整理したもの。)

第三者委員会で判断された件数232件(100%)うち、あっせんされた件数206件(89%)うち、非あっせんとされた件数26件(11%)(※)

※ 第三者委員会の分析によれば、上記26件の内訳は次のとおり。

①申立人が実際には取締役(事業主・役員)であった事案	11件
②申立人が取締役(事業主・役員)ではないが、実質上事業所を代表して社会	5件
保険事務を担当していたと認められる事案	
(ア)うち、申立人の証言等により判断したもの	(2件)
(イ)うち、事業主、同僚等の証言を聴取して判断したもの	(3件)
③遡及して事実に即した報酬改定等を行った可能性があると認められる事案	5件
(ア)うち、申立人の証言等により判断したもの	(0件)
(イ)うち、事業主、経理担当者、社労士等の証言を聴取して判断したもの	(5件)
④入力ミスを事後に是正したと認められる事案	5件

IV 法的措置か運用上の措置か

- 社会保険事務所段階での記録訂正という運用上の措置により対応することが 基本。
- モラルハザードの抑止の観点から、現行の延滞金に加え、新たに手数料など を課する場合は、法的措置が必要と考えられる。

標準報酬遡及訂正事案6.9万件に係る「従業員ケースの救済」について(案)

現行の取扱い

- 1 本人に、「事業主・役員 or 従業員」、「事実と相違あり or なし」、「訂正の意思あり or なし」及び「事業主等からの説明に同意 or 同意なし」の旨を確認
 - 「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答
- 2 確かに「従業員」であったかの確認(雇用保険記録又は法人登記簿謄本により 確認) 「従業員」であったことを確認
- 3 適正な処理であったことを示す書類等が社会保険事務所にないかを確認
 - 適正な処理であったことを示す書類等はない
- 4 下記(1)又は(2)により、事実に反して訂正されていることを確認
- (1)事業所の全喪日以後に遡及訂正処理が行われており、下記の確認手段で当時の給与や勤務の実態が確認できる

[確認手段]

- ① 本人が保有している書類により確認(給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇 用保険受給資格者証、退職証明書等)
- ② 上記①のほか、社会保険事務所が各種記録等により確認(雇用保険受給資格者証情報、厚生年金基金の記録、所得関係情報(確定申告書の写し等)等)
- (2)上記(1)の確認ができなかった場合でも、事業主等への調査及び社会保険 事務所の調査を行い、下記の確認手段で、事実に反して訂正されていることが 確認できる

[確認手段]

- ③ 事業主等の証言
- ④ 社会保険事務所にある書類等(滞納処分票、遡及訂正処理の履歴 等)
- ⑤ 社会保険事務所職員の証言



社会保険事務所段階での救済(記録訂正)

(上記の確認ができない場合は、第三者委員会へ送付)

参考

2万件の戸別訪問調査において、

・「従業員」であった旨の回答があった4、614人のうち、「事実と相違あり」、「訂正の 意思あり」かつ「同意なし」の旨の回答があったのは1、493人

新たな取扱いの案

1 現行どおり



「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答

2 現行どおり



「従業員」であったことを確認

3 現行どおり



適正な処理であったことを示す書類等はない

4 左記の(1)、(2)の確認を行わないこととする

[確認手段]

なし



社会保険事務所段階で救済(記録訂正)

(留意点)

- 本人から申立てを受ける際に、「申立内容が事実と相違ない」旨、及び「今後事業主等への調査を行う場合があり、その調査等により、仮に申立内容が事実と相違することが判明した場合には、年金の増額分の返還を求める」旨を記載した申立書に署名していただくこととしてはどうか。

(モラルハザードの抑止の観点からの「告発等の措置をとらざるを得ない場合も ある」といった記載までは必要ないのではないか。)

- 新たに事業主等への調査を一律に行うこととはしないが、既に当該社会保険 事務所で事業主等への調査を行っており、事業主等が事実と相違ない旨の証 言をしている場合は、本人が上記署名を行う前に、そのことを伝えることとして はどうか。
- 第三者委員会において既に「訂正不要」と判断された事案について、再申立 てがあった場合には、社会保険事務所段階での記録訂正の対象とせず、第三 者委員会に再送付することとするか。

111

6.9万件以外の標準報酬等の遡及訂正事案の取扱いについて(案)

現行の取扱い

- 1 本人に、「事業主・役員 or 従業員」、「事実と相違あり or なし」、「訂正の意思あり or なし」及び「事業主等からの説明に同意 or 同意なし」の旨を確認
 - 「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答
- 2 確かに「従業員」であったかの確認(雇用保険記録又は法人登記簿謄本により確認)
 - 「従業員」であったことを確認
- 3 適正な処理であったことを示す書類等が社会保険事務所にないかを確認
 - 適正な処理であったことを示す書類等はない
- 4 下記により、事実に反して訂正されていることを確認

事業所の全喪日以後に標準報酬月額等の遡及訂正処理が行われており(3 条件すべてに該当する必要なし)、下記の確認手段で当時の給与や勤務の実 態が確認できる

[確認手段]

- ① 本人が保有している書類により確認(給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書等)
- ② 上記①のほか、社会保険事務所が各種記録等により確認(雇用保険受 給資格者証情報、厚生年金基金の記録、所得関係情報(確定申告書の 写し等)等) ___

社会保険事務所段階での救済(記録訂正) ······A



上記の確認ができない場合は、第三者委員会へ送付

※ さらに、A又はBにより救済(記録訂正)が行われた人の同僚被保険者 (同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂 正処理が行われている者)であって、「従業員」であった者についても、社会 保険事務所段階で救済(記録訂正)

救済を進めるためのさらなる検討(案)

- 6.9万件以外の標準報酬月額等の遡及訂正事案については、現行の取扱いによる救済を引き続き進めるとともに、以下のような分析・調査を行うことを通じて、さらなる救済のためのルールを作成できるかどうか等について検討を行う。
- 1 これまで救済が図られた以下の事案について、2条件のみ又は1条件のみで 救済された事案の件数、その特徴、属性等を分析する。
 - ① 社会保険事務所段階で記録訂正された事案
 - ② 第三者委員会のあっせんにより記録訂正された事案
- ③ 上記①及び②の同僚被保険者として記録訂正が行われた事案
- 2 以下のケースについてサンプル調査を行う。
- (1)6.9万件の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録について、一定のサンプル数をとって調査。
- (2) 遡及して資格喪失処理がなされた記録であって、滞納事業所に勤務していた者の記録であるものについて、一定のサンプル数をとって調査。
 - ※ 滞納事業所データと被保険者記録を突合し、オンライン記録から上記に該当する記録 を抽出するため、プログラム開発が必要。

2 厚生年金 (2) 脱退手当金

(考えられる回復基準案)

下記の場合に、脱退手当金を受給していなかったものと認定する。

- ① (ア)婚姻等による改姓後6か月を超えて支給決定されているが、被保険者名 簿等には旧姓表示のままとなっており、かつ、(イ)支給決定当時又は支給決定 後間もなく国民年金等に加入し、保険料を納付している場合
- ② 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険 者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合
- ③ 異なる記号番号で管理されていた複数の厚生年金被保険者期間を対象として 支給決定されているにもかかわらず、これら複数の記号番号の重複取消処理が 行われていない場合
- ④ 支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の 受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保 険者記録の性別が男性とされている場合
- 以下の場合には、上記の対象外とする。
 - 社会保険事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が 確認できる場合。
 - ・ 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合。
 - 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合。

I 考え方

○ 上記の基準案に該当するものについて、第三者委員会において概ねあっせん されていることが確認されることを前提に、第三者委員会の審議を経ず、社会 保険事務所段階において記録訂正を行う。

II 留意点

○上記①、③及び④の基準案に該当する事案についての第三者委員会でのあっせん率は、それぞれ、97.1%、100%、100%となっており、概ねあっせんされている状況にあるが、さらに①に係る非あっせん事例の分析をしておくことも必要か。

○ 上記②の基準案に該当する事案については、第三者委員会でのあっせん率が 82.9%にとどまっており、非あっせん事案7件の分析をした上で、さらな る検討が必要ではないか。

なお、非あっせん事案7件について確認したところ、すべて、資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされているところ。したがって、資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている事案を除くという条件を追加した場合、あっせん率は100%となる。

※ 上記の基準案の実施に当たり、現在、第三者委員会において行っている調査を社会保険事務所 で行うこととなるため、社会保険事務所での事務負担増が見込まれる。

Ⅲ 関連データ

○上記①の基準案に該当する事案に係る第三者委員会のあっせん状況 (平成21年7月31日現在)

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記①の基準案	3 4 件	3 3 件	97.1%

- (注)上記の事案件数は、本人が受給を認めた事案1件及び社会保険事務所において脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等(裁定請求書、本人保有の厚生年金保険被保険者証等)が存在していた事案4件を除いたもの。
- ○上記②の基準案に該当する事案に係る第三者委員会のあっせん状況 (平成21年7月31日現在)

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記②の基準案	41件	3 4件	82.9%

- (注)上記②の基準案のうち、「資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている事案」(代理請求がなされた可能性があるとの理由から非あっせんとなった事案)を除いた場合、あっせん率は100%となる。
- ○上記③の基準案に該当する事案に係る第三者委員会のあっせん状況 (平成21年7月31日現在)

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記③の基準案	5件	5件	100.0%

- (注)上記の事案件数は、本人が一部期間について受給を認めた事案3件、脱退手当金の支給 記録が複数回ある事案1件を除いたもの。
- ○上記④の基準案に該当する事案に係る第三者委員会のあっせん状況 (平成21年7月31日現在)

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記④の基準案	4件	4件	100.0%

(注) 上記の事案件数は、申立人が女性であった場合のものであり、支給報告書が残っている 事案1件を除いたもの。

IV 法的措置か運用上の措置か

○ 社会保険事務所段階での記録訂正という運用上の措置により対応することが 基本。

- 3 名寄せ特別便に関する記録調査の市区町村への協力要請(いわゆる"名古屋市方式"の全国展開)
 - 受給者名寄せ特別便については、「訂正なし」と回答があった方及び未回答の 方のうち、未統合記録が結び付く可能性が高い方に対して、電話や文書の送付 等によるフォローアップ照会を実施してきたところである。
 - しかしながら、本人から回答がなく、かつ、電話番号を「104」等で照会 しても非開示であるか、電話しても応答がないことにより、電話又は訪問がで きなくなっている方が発生している。
 - これらの方については、市区町村が保有する国民健康保険や介護保険などの情報を活用することにより、電話番号又は施設入所・病院入院の状況などが一定程度判明することが、名古屋市が実施した年金記録の調査により確認された。
 - このため、全国の市区町村に対し、①市区町村が独自に保有する電話番号や連絡先の提供、又は、②判明した電話番号又は施設入所などの情報を活用し、市区町村において記録の調査を行うことの協力を依頼し、名古屋市と同様の取組みを全国展開する。
 - ※ 各社会保険事務所へ11月13日に通知済み
 - ※ 協力いただいた市区町村には国民年金等事務取扱交付金を交付要綱に基づき交付 (電話番号の提供@30 円/件、市区町村職員が電話@165 円/件、市区町村職員が訪問 @165 円/件+@730 円/日)
 - ※ 対象見込件数 約8万件

【実施状況】(11月20日現在)

- 社会保険事務局・社会保険事務所から市区町村への協力要請済数 842市区町村
 - ① 協力するとの回答が得られた市区町村

384市区町村

② 協力できないとの回答が得られた市区町村

3市区町村

③ 検討中の市区町村

455市区町村

○ 名古屋市と同様に、市区町村から協力の申出があった市区町村数 11市区町村

4 無年金者対策

- 1 オンライン記録上受給資格期間(25年)を満たしていない者
 - ※ () 内は、平成21年7月に結果公表した調査において聴取できた685人の状況
- (1) 合算対象期間等があり実際には受給資格期間を満たす者及び 70歳までの任意加入等により受給資格期間を満たし得る者 【685人中160人(23%)】

[内訳]

- ① 社会保険庁のオンラインシステム上の記録のほかに合算対象期間等があり、 実際には受給資格期間を満たす者【66人(9.6%)】
- ② 今後、70歳までの間に国民年金に任意加入すること等により、受給資格期間を満たし得る者【94人(13.8%)】

<対策>

- 周知・広報の徹底、個別の案内の実施(合算対象期間・任意加入期間等に 関する周知、窓口での正確な相談の徹底等)
 - ア. 合算対象期期間や第3号被保険者の特例届出期間などの受給資格対象期間の有無についての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るための「お知らせ」を送付
 - ・平成17年10月から、60歳到達の3か月前に上記内容のお知らせを送付
 - ・平成17年10月から送付している「お知らせ」の対象とならなかった63歳以上の方に対しては、本年12月中に「お知らせ」を送付予定
 - イ. 社会保険事務所等において受給要件等の的確かつ円滑な確認を行うため の相談ツール (『履歴整理表』) の活用促進
 - ウ. 高齢者雇用施策と連携した70歳以降の厚生年金の任意加入制度の周知
 - エ. ご本人にとって社会保険事務所等における年金相談のきっかけとなる新聞、雑誌などの様々な媒体による広報の展開
 - オ. 市区町村等に対して、社会保険事務所への相談を促していただくよう協力依頼
- (2) 70歳までの任意加入等によっても、受給資格期間を満たさない者

【685 人中 525 人 (77%)】

<対策>

- 制度上の対応について、引き続き検討を進める。
- 免除制度の周知・勧奨の徹底、手続きの簡素化(継続免除方式等)
 - ・ 今後、こうした方々を生じさせないために、公的年金の必要性や役割の 周知を図るとともに、保険料の収納対策の推進や、保険料免除制度の周知・ 勧奨の徹底等の取組みを進める。
- 高齢者雇用施策と連携した70歳以降の厚生年金の任意加入制度の周知
- 2 オンライン記録上受給資格期間 (25年) を満たしている者

オンライン記録上、受給資格期間(25年)を満たしていながら年金の受給が確認されない方について、実態を把握するための調査を行っているところであり、その結果を踏まえ、必要な対応策を検討。

「記録回復基準」の設定状況の推移

	社会保険事務所段階における記録訂正基準(現行)	考えられる回復基準案(概要) <u>(平成 21 年 11 月 25 日 第5回年金記録回復委員会資料)</u>	
1 国民年金	◎「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について」 (平成 20 年 4 月 28 日)	○ た記の中立では加る 下記のひざれたの中立での担合	
•	│ │ ○ 下記のいずれかの申立ての場合(ただし、一定の場合を除く。)	□ ○ 左記の申立てに加え、下記のいずれかの申立ての場合 □ (ただし、一定の場合を除く。)	
	(1)申立内容に対応する確定申告書(控)がある場合	(1)申立期間が1年以内(現年度・過年度納付問わず)	
	(2)申立内容に対応する家計簿がある場合	・申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間、かつ、	
	(3)申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合	・申立期間以外未納がない	
-	(4)現年度納付の申立てであって、未納期間が1年以内かつ1回であり、かつ納付を認める	(2)申立期間が2年以内(現年度・過年度納付問わず)	
•	積極的な事情がある場合	・申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間、かつ、	
		・申立期間以外未納がない、かつ、	
		・申立期間中に配偶者又は同居親族が納付済	
2 厚生年金			
(1)遡及訂正事案	◎「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の		
	年金記録の訂正について」 <u>(平成 20 年 9 月 19 日)</u>		
		後の遡及訂正事案	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	¦ ◎「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある 記録の訂正について」 (平成 20 年 12 月 25 日)		
	・		
	(1) <u>以下のすべてを満たすこと</u>		
	①「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ 		
·		<u>Ţ正事案 6.9万件 </u> ├	
	②「従業員」であったこと	● ○左記(1)は同じ	
	を確認 理の可能性のある記録に係る社会保険事務所	O + = 7 (o)	
	③社会保険事務所に適正 段階での訂正について(戸別訪問の対象者等	○左記(2)、(3)の確認は行わないこととする	
	な処理であったことを		
·	示す書類等はない 〇左記(1)は同じ		
	(2)事業所の全喪日以後に ・ ************************************		
	│ ────────────────────		
. •	おり、 <u>桁与明袖、雇用保</u> 1、 東業主等の証言 社会保险事務所におる津箱		
	<u>陝記録寺により自時の稲</u>		
	<u>今美態、勤務美態が確認</u>		
(の) 昭田で収入	<u>できること</u>		
(2)脱退手当金		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
		(ただし、一定の場合を除く。)	
·		・婚姻等による改正後6カ月を超えて支給決定されているが、	
		被保険者名簿等には旧姓表示のままとなっており、かつ、	
		支給決定当時又は支給決定後間もなく国民年金等に加入し、	
		保険料を納付している場合 等	

平成 21 年 12 月 9 日

山井 政務官 殿 階 政務官 殿

年金記録回復委員会

さる 11月 18日にお預かりしました別添メモ(以下「メモ」といいます)につき、当委員会としての検討結果を、以下のとおりご報告申し上げます。

当委員会としてはその使命から、社会保険庁による、迅速かつ事実に即した記録回復を重視して おり、目下そのための記録回復の基準づくりを急いでいるところであります。

ただ、受給者・加入者・事業主の態様は千差万別なので、不公平感やモラルハザードを極力排除 する必要から、もっぱら実務的な観点からの検討を行いました。

その結果、メモの中の社会保険庁が行うこととされている記録回復のための「新たな訂正基準」と「補足基準」の記述部分に関しては、日本年金機構発足後のベテラン職員の不足状況からみて、 当面は、個別事案の心証形成を必要とするような回復基準の設定は回避し、比較的短時間で可能な 調査項目と、それによる判断要素の少ないシンプルで画一的な記録回復基準の設定が必要であると の見解が、多数を占めております。

既に第1段階としては、メモにご指摘のような部分も含め、幾つかの新基準の設定を行なったと ころでありまして、引き続き、第2段階の基準設定に進む予定であります。

その際、誤回復率が僅少であることについての国民の理解を得るためには、第三者委員会での地 方分も含む「非あっせん事例」の分析結果が、ぜひとも必要で、その分析結果を受けての再検討に より、当委員会としての第2段階の基準追加策を検討したい、と考えております。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

(以上)

平成 21 年 11 月 18 日 山井厚生労働大臣政務官 階総務大臣政務官

年金記録訂正申立てに係る新たな訂正基準について(案)

1 基本的考え方

(1) 先の通常国会において民主党等が提出した「年金記録回復促進法案」において新たなあっせん基準として示した「明らかに不合理であるとはいえない」場合は訂正することを、新たな訂正基準とする。ただし、この文言のみでは、記録訂正を行うことになる範囲が、立法の趣旨に反し相当広く解されるおそれがあるため、必要な補足基準を設けることとする。その内容は次のとおり。

ア 厚生年金

下記(ア)又は(イ)に該当するものを除き、記録訂正を行う。

(ア)「記録訂正する合理性が認められないもの」

(該当する類型)

- 〇法令上、記録訂正することが認められないもの(個人事業主等)
- 〇申立てに係る事業所が特定できないもの(あいまいな申立てのため調査不能等)
- 〇申立てに係る事業所に勤務していた事実が確認できないもの
- 〇保険料控除がなかったことが確認できるもの (給与明細等から)
- 〇事実に反する被保険者記録であることについて、信義則に照らし申立人に責任があると判断されるもの(遡及訂正事案で申立人が事業主等)
- (イ)「保険料が控除されていなかったと考えられる強い事情が存在し、他にこれ を覆す事情が認められないもの」

(該当する類型)

- 〇申立てに係る事業所が適用事業所の届出を行っていない期間に係るもの
 - (注) このようなケースにおいて、保険料控除を示す給与明細等が存在する場合は、上記の 「他にこれを覆す事情」に該当する。
- 〇申立人に係る他の行政機関における被保険者記録と厚生年金の被保険者記録 が整合しているもの (厚生年金基金等)
- 〇申立人の供述内容から保険料控除がなされていなかったと判断されるもの

イ 国民年金

下記(ア)又は(イ)に該当するものを除き、記録訂正を行う。

21.12.-9

(ア)「記録訂正する合理性が認められないもの」

(該当する類型)

- 〇法律適用除外であり、国民年金に加入できないもの (海外在住)
- 〇保険料納付がなかったことが確認できるもの (確定申告書等から)
- (イ)「保険料が納付されていなかったと考えられる強い事情が存在し、他にこれ を覆す事情が認められないもの」

(該当する類型)

- 〇未納期間が長期又は多数回であるもの (5年以上又は5回以上を現在想定)
- 〇事務手続上考えられないもの

(給与から保険料が徴収との申立て、国民年金手帳は夫の勤務会社で保管との申立て)

(2) 脱退手当金事案

「年金記録回復促進法案」と同一の訂正基準とはしないが、その考え方を踏まえて、現在認められているものに加え、未請求期間がある場合(まだら事案)については、特に本人請求が考え難い事情があるとして、原則記録訂正を行うこととする。

ただし、裁定請求書が残っている等受給していたことが相当程度何われる場合 等は除く。

- (3) 上記新たな訂正基準の適用に伴い必要な制度改正について
 - ア 厚生年金については、新基準では事業主の供述等にかかわらず記録訂正を行 うため、原則として、納付義務の履行状況の判断(結果として納付勧奨)は行 わないこととする。(法律改正事項)

(保険料控除が認定され厚生年金特例法であっせんされる事案に関しては、記録がないこと の原因が事業主側にあると断定できない事業も多いことから、当該保険料に係る納付勧奨 を行わないことにする。ただし、事業主が意図的に納付しなかったことが明らかな事案は 除く。)

- イ 厚生年金及び国民年金について、判断の適切さを確保するために、申立人及 び第三者に対して、記録訂正の判断に資する一定の資料を所持している場合に、 当該資料を提出する義務を課す。(法律改正事項)
- ウ 虚偽の申立てや資料を提出した場合への対応(法律改正事項)

(既に給付があった場合には返納を求めるもの(記録の訂正のみの場合は、以前の記録に再 訂正)。これに加えて、故意に虚偽の申立て等を行った場合等は金銭的な負担を求める。) 2 社会保険庁における記録訂正の拡大と第三者委員会のあり方

〈社会保険庁における対応〉

- ① 厚生年金保険法による記録訂正が可能な事案については、過去の先例に照らし、 原則としてすべて社会保険庁において対応することとする。(厚生年金基金等)
- ② 厚生年金特例法及び国民年金法に関わる記録訂正の事案については、社会保険 庁において1の補足基準に基づくネガティブリストに沿って、該当する事案か どうかを判断し、該当しなければ、記録訂正を行う。(法律改正事項)

〈第三者委員会のあり方〉

③ 第三者委員会の役割は大幅に変化

第三者委員会は、社会保険庁において上記①と②に該当しないと判断された事案(1.のネガティブリストに該当すると考えられる事案)の全てについて審議を行う機関となる(記録訂正率は、社会保険庁分も含めると現在のあっせん率より高くなるが、第三者委員会が直接判断するものの記録訂正率は低いものとなる。)。このように、委員会の役割が大幅に変化することから、委員会の改組や委員の交替等について検討する。

※ 今後詳細な制度設計の中で、「準公的年金(厚生年金基金など)」に関する苦情申立てへの対応等も行う機関への改組も含め、検討。

3 その他

- 〇 既に非あっせんとしたものへの対応 判断基準等が変更されたこと等を十分に広報すること(非あっせんとの判断が 既に示されている方に対する個別通知を含め検討)により、希望のある方には再
 - 既に示されている方に対する個別通知を含め検討)により、希望のある方には 申立てを行ってもらうことにより対応
- 誤認やあいまいな記憶に基づく申立てを減らす方策について検討 (典型的な誤認の例を示す文書を作成、履歴整理表の作成等)
- ※ 今後の更なる検討において、細部については詰めていくこととする。